

廃棄物処理計画の根拠法令等について

1 概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づき、都道府県は、区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（廃棄物処理計画）を策定することとされている。

また、同法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、国は、廃棄物の減量、その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（基本方針）を定めており、廃棄物処理計画は基本方針に即して策定することとされている。

現行の基本方針は、令和 2 年度を目標年度として平成 28 年 1 月に告示されたものであるが、内容に大幅な変更の必要がないとして改定が行われていないが、目標値は、国の第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月閣議決定）等の数値目標を参考とするよう通知されている（令和 2 年 3 月 16 日環境省環境再生・資源循環局総務課事務連絡）。

2 基本方針の内容

(1) 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向

まず廃棄物の排出を抑制し、次に環境への負荷低減に配慮した再使用、再生利用、熱回収の順に、できる限り循環的な利用を行う。その上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とする。また、災害により生じた廃棄物についても、適正な処理を確保し、可能な限り減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理を確保することを基本とする。

(2) 目標値

前述のとおり国の第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月閣議決定）等の数値目標が参考となる数値とされている。

〔主な目標値〕

項目	参考となる数値目標 2025 年度（令和 7 年度）目標値	
	排出量	一般廃棄物 約 3,800 万トン
再生利用率	一般廃棄物 約 28%	産業廃棄物 約 38%※
最終処分量	一般廃棄物 約 320 万トン	産業廃棄物 約 1,000 万トン
その他	一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を 440 グラムとする。	

※動物のふん尿の直接再生利用量を除く。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）

（都道府県廃棄物処理計画）

第5条の5 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

- 2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
 - (2) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
 - (3) 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
 - (4) 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
 - (5) 非常災害時における前3号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項
- 3 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法（平成5年法律第91号）第43条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かななければならない。
- 4 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。